

様式第2号（第5条関係）

令和3年4月14日

研 修 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町議会議員

土井 道子



このたび、下記のとおり研修いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 令和3年2月5日開催分
- 2 目 的 講演資料郵送による研修
- 3 講演内容 「適正な議員定数の決定手法を考える」
「適正な議員報酬の決定手法を考える」
- 4 書 類 別紙のとおり



議員・職員のための

議員定数・議員報酬の決め方 間違っていないですか？

2月5日(金) in 博多

オンラインによる
セミナーも
受講出来ます。



講師：廣瀬 和彦

【明治大学政治経済学部
講師・元全国市議会議
長会法制参事】

明治大学法学部卒。慶應義塾大学
大学院法学研究科修士課程卒。明
治大学政経学部講師等として活
躍。著書は、「Q&A議会運営ハ
ンドブック」「地方議員ハンドブッ
ク」「政務調査費ハンドブック」(ま
べてぎょうせい)など多数。



2/5(金) 10:00～13:00

適正な議員定数の決定手法を考える

1. 議員定数削減は議会改革ではない
2. 類似団体の議会を参考として
議員定数を決定することの無意味さ
3. 住民の議会に対する無関心と
議員定数への理解の欠如
4. 議員定数の意義と地方自治法における規定の変遷
5. 議員定数にあたっての留意点
6. 定数減少にかかる問題点と委員会審査
7. 議員定数算定方式
8. 議員定数改正が与える影響を統計的に分析

2/5(金) 14:00～17:00

適正な議員報酬の決定手法を考える

1. 議員報酬削減も議会改革ではない
2. 類似団体の議会を参考として
議員報酬を決定することの無意味さ
3. 住民の議会に対する無関心と
議員報酬への理解の欠如
4. すぐできる議長報酬UP
5. 委員長・副委員長の役職加算は必須
6. 議員報酬の意義と法律の改正経緯
7. 議員報酬の現状
8. 欠席・懲罰議員等に対するお礼金等の是非
9. 議員報酬算定の7つの基準
10. 議員報酬改正が与える影響を統計的に分析

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

参加される方はチェックボックスに

☒ をお願いいたします。



2月5日(金) 10:00 ~ 13:00 博多

適正な議員定数の
決定手法を考える



2月5日(金) 14:00 ~ 17:00 博多

適正な議員報酬の
決定手法を考える

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒をお願いいたします。

☐ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ずE-mailをご記入下さい。

フリガナ	ドイ ミチコ
お名前	土井 道子
所属会名	栗山町議会
領収書 お名前	土井 道子
ご住所	(〒069-1511) 北海道千歳市栗山町 柳田181
TEL	090-3897-2963 (0123) 72-5069
FAX	(0123) 72-5069
E-mail	@

受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。★キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡下さい。
申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。受講確認書をご覧いただき、
事前に口座にお振込をお願いいたします。※ホームページでのお申込みの方がスムーズに対応できます。

受講料

各講座 15,000円(税込)

2講座受講 25,000円(税込)

開催場所 福岡国際会議場

JR 博多駅【博多ふ頭行】国際センターサンパレス前 バス12分

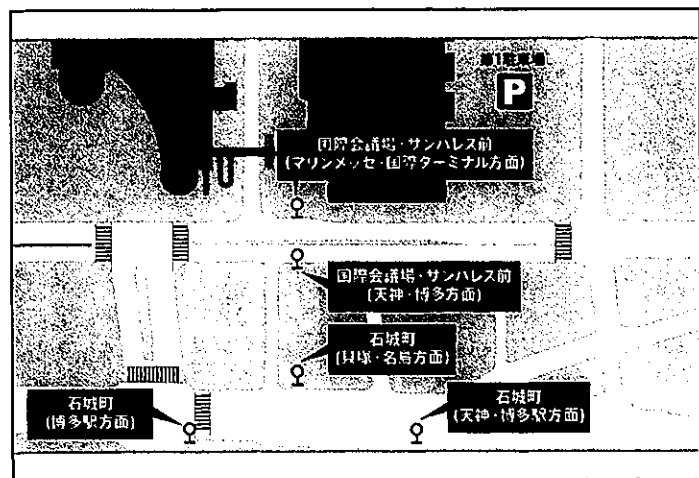
JR 博多駅【中央ふ頭行】国際展示場サンパレス前 バス12分

西鉄・地下鉄天神駅【中央ふ頭行】国際展示場サンパレス前 バス9分

地下鉄呉服町駅【中央ふ頭行】国際展示場サンパレス前 バス7分

会場——福岡国際会議場 4階

410号室



お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧下さい。

(株)地方議会総合研究所

〒112-0011 東京都文京区千石2-34-6 TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

研修名	「適正な議員定数の決定手法を考える」 「適正な議員報酬の決定手法を考える」
講 師	明治大学政治経済学部講師 廣瀬 和彦氏
研修内容	【議員定数の意義】 議員定数とは、議会の総人数をいう。 定数の最大数は規制がなく、最少は 3 人である。 定数の法的根拠は、地方自治法 90・91 条 都道府県・市町村の議会議員の定数は、条例で定める。 2018 年 7 月 1 日現在、町村議会議員の定数は 11,138 人で、1 町村あたりの議員の平均定数は 12 人である。 議員の定数削減は増やすという選択肢はほとんどなく、報酬を増やして定数を減らすのは受け入れられるが、定数・報酬をどちらも増やすのは絶対に受け入れられないと思われるので気を付けた方がよい。 【町村議会議員の報酬（人口 10,000~15,000 人の自治体 2018 年 7 月）の平均】 議長 299,960 円 副議長 242,510 円 議員 221,560 円 常任委員町 225,652 円 である。 町村議員は、一つの職業として認知されていないことがあり、町村議員と国会議員の報酬の差は 4 倍違う。 【統一地方選投票率推移】 平成 3 年 63.81 平成 11 年 60.34 平成 19 年 54.5 平成 27 年 47.31 と急激に下がっている状況である。 【町村議会議員の無投票当選者の割合の推移】 平成 3 年 19.7% 平成 11 年 11.8% 平成 23 年 20.2% 平成 27 年 21.9% 年数を追うごとに無投票当選者数が増加している 投票率が 5 割に満たないのは、議員が住民の代表者といえるかが問題でもある。 オーストラリアでは、投票に来ない住民に罰金制度を設けているところもある。 現在、なり手不足が問題化され、議員報酬が少なくて若い人が違和感を抱いている。

労働法制の改革も必要といわれているが、4～5 年会社を休まれると企業としては、空間が多く採用できなく現場に戻れない可能性がある。

【議員定数に関するアンケート】

議員数の認知の有無を調べると 知らないと答えた人数は

明石市（人口 29 万人） 7 0 % 鳥取市（人口 19 万人） 4 6 %

多摩市（人口 14 万人） 6 3 %

選挙区の議員定数を知らない選挙人は、半数近くかそれ以上を占めている

議員数に対する評価で、議員の数が多いという回答者は、半数近くかまたは全住民のほとんどが感じている状況である。

明石市（人口 29 万人） 4 2 % 浜田市（人口 5 万人） 9 8 %

〇横手市（人口 9 万人） 5 7 % 鳥取市（19 万人） 5 9 %

【議員定数に関する住民意見（平成 30 年我孫子市）】

- ・何をしているかわからない・報酬を見直さないと市は破たんしてしまう
- ・少数精鋭が望ましい・議員の活動が見えず、定数の 24 人の適当性が感じられない
- ・議員をもっと減らすべし・市議会がアンケートを求めることに驚きと感心をしている
- ・いろいろな方法で市民の意見を聞く耳を持ってほしい
- ・議員定数について努力が見えるが、もうひと踏ん張りしてほしい

批判的な意見が多いなか、議員に期待したい意見を増やせる議員活動が重要である。

広報広聴活動で、議員は定数や報酬に対してきちんと説明することが重要である。

【議員定数の常任委員会数方式】

地方自治法 109 条①普通公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる

【町村常任委員会設置自治体（平成 30 年中）】

常任委員会設置町村 917 自治体のうち、3 委員会は 2 8 7 自治体で、一委員会の平均定数は、6,3 人である。十分な議論をして活用しなければ意味がない。

立法行政にとって、専門的な知識を多くもっている弁護士などが選挙に立候補することが望ましい。基本的には定数と報酬の関連性はない。

【議員報酬決定要因】

	選挙で選ばれた特別公務員（非常勤で選ばれた公務員とは違う）として、議会活動（議員活動・政務活動含む）を行う職業 ① 財政事情 財政が厳しい時は、一定程度勘案しなければならない ② 住民所得水準—40代を参考にすることが多いので、議員は50代60代の重役職に近いのでそれを参考にする ③ 類似団体との比較均衡—総務省の財政均衡調べなどを参考にする ④ 世論の動向—気にしなくてもよい、長い年月、公務員や議員に対して住民はマイナスイメージが強い 【特別職報酬等審議会】長が出した時は諮問できるが、議会が出しても諮問できないので専門的知見の活用などを参考にするしかない。 【特別職報酬等審議会参考基準】 ① 近年における消費者物価指数—ほとんど安定している ② 人口、財政規模等が類似しているほかの地方公共団体の特別職の給与月額 ③ 過去の特別給与職の給与改定状況 ④ 一般職員の給与改定の状況 ⑤ 議会費の全5か年の一般財源構成割合及び報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込 ⑥ 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額と類似地方公共団体の比較 ※議会議員はなぜボランティアのときがあったのか 自由民権運動を抑制するために地方議会の議員にボランティアとして活動するようにし、名誉職とした。昭和21年になり府県制等の改正が行われ、名誉職員制度が廃止され、初めて議員について報酬の支給規定が設けられた。 【議員報酬を考えるにあたっての留意点】 ① 住民の選挙によって選ばれた地方公共団体の特別職 ② 一般職の事務職員と異なり任期は4年しか保証されない ③ 年金が保証されない ④ 退職金がない ⑤ 議員は対外的に職業として認識されていない
--	---

【感想】

コロナ禍の影響で福岡市へ行くのは断念して、主催者から資料を郵送してもらった。パンフレットの講義案内とは少し違う印象を受けたが、図表等で示された数字が、具体的で、定数の根拠やなり手問題、議員報酬を考えるうえで大いに参考になった。とくに統一選挙における改選定数に占める無投票応募者数の割合の推移は、町村議会議員選挙にかなり影響を与えていると感じた。

しかし議員定数上位ベストには、北海道の新ひだか町、音更町、幕別町があがり、人口が2万人以上であることも考えさせられた。

また、政務活動費が多いことは、政策立案機能のプラスに働くことが数字に立証されているということで、報酬を上げることも大事だが政務活動費を上げた方が住民から理解を得られるのではと感じた。

住民は、議会や議員に不満を持っていることがアンケートなどで表明されているが、それに惑わされないで、議会のあり方、議員の説明の仕方でもっと地域を活性化できるよう広聴委員会を活発化することも薦められ、住民との対話を大切にしていかなければと感じた。